

## 広島県告示第五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十二年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域〔平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。〕に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十一年八月二十六日農林省告示第十五号（一に係るものに限る。）、昭和四十一年十月三十一日農林省告示第三百五十三号、昭和四十二年五月二十日農林省告示第七百六十五号（五に係るものに限る。）、昭和四十二年十二月二十八日農林省告示第九百七十二号（四に係るものに限る。）、昭和四十六年三月十七日農林省告示第四百七十九号、昭和四十八年四月二十八日農林省告示第八百九十九号（一に係るものに限る。）、昭和四十八年十二月一日農林省告示第二千三百十八号（二に係るものに限る。）、昭和四十九年十一月十九日農林省告示第千百三十三号（一に係るものに限る。）、昭和五十四年十二月十日農林水産省告示第八百五十五号（二に係るものに限る。）、昭和五十五年二月六日農林水産省告示第百十五号（四に係るものに限る。）、昭和五十六年十月十三日農林水産省告示第千四百九十四号、昭和五十七年一月十四日農林水産省告示第五十三号、昭和五十七年七月十三日農林水産省告示第千九百九十二号（三に係るものに限る。）、昭和五十八年四月三十日農林水産省告示第五百三十八号（三に係るものに限る。）、昭和五十九年八月十八日農林水産省告示第千六百五十八号、昭和五十九年九月八日農林水産省告示第千八百八十二号（一に係るものに限る。）、昭和六十一年六月二十四日農林水産省告示第九百六十九号（一に係るものに限る。）、昭和六十二年七月十一日農林水産省告示第八百二十八号（一に係るものに限る。）、平成元年二月二十日農林水産省告示第二百二号（三に係るものに限る。）、平成元年三月六日農林水産省告示第二百九十一号（二に係るものに限る。）、平成元年五月八日農林水産省告示第六百六十八号、平成三年二月四日農林水産省告示第百六十九号（一に係るものに限る。）、平成三年三月二十六日農林水産省告示第三百六十七号（一に係るものに限る。）、平成三年五月十八日農林水産省告示第六百五十六号（三に係るものに限る。）、平成五年九月二十日農林水産省告示第千五百五十三号（五に係るものに限る。）、平成七年一月五日農林水産省告示第三号（四に係るものに限る。）、平成七年二月二十三日農林水産省告示第二百七十七号（一に係るものに限る。）、平成七年三月八日農林水産省告示第三百七十四号（四に係るものに限る。）、平成七年九月十八日農林水産省告示第千四百六十号、平成七年十月五日農林水産省告示第千五百八十七号（二に係るものに限る。）、平成十三年二月八日農林水産省告示第百七十九号（一に係るものに限る。）

## 二 変更に係る指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

変更しない。

### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）